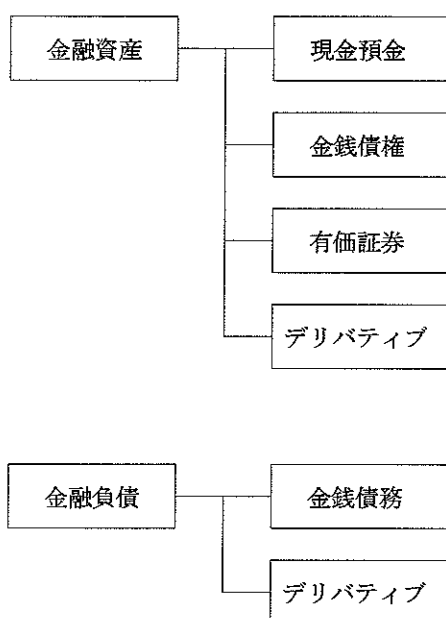


フォローアップセミナー

財務諸表論・重要理論リカバリー講義

金融基準の論点整理

(1) 金融資産・金融負債の範囲

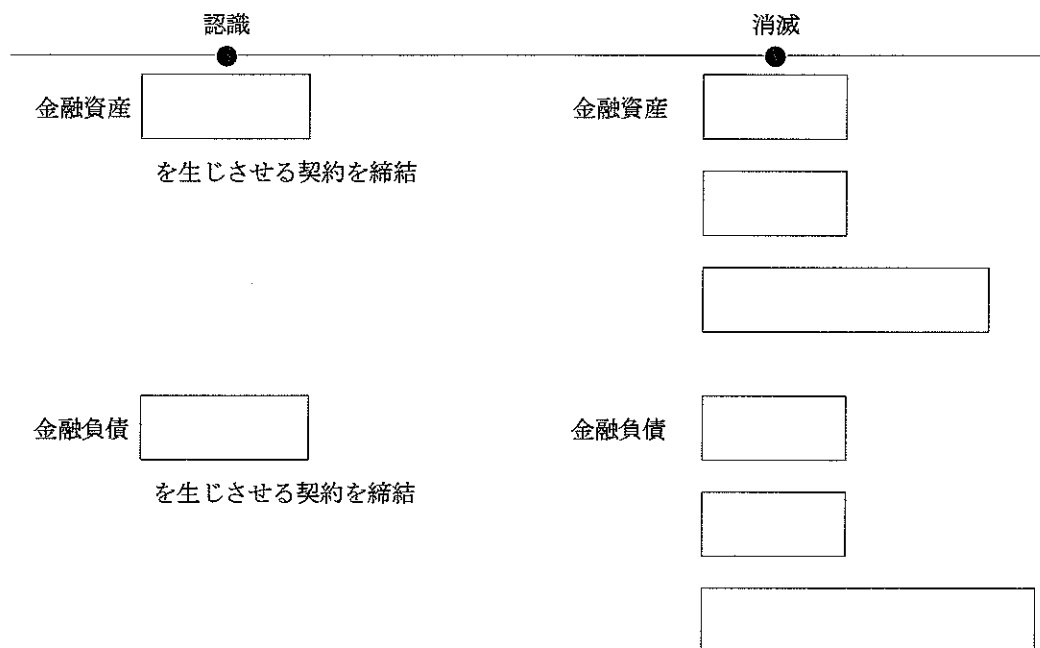


(2) 発生と消滅の認識

(3) 評価と評価差額

- ① 時価評価 ⇨ その理由 + 評価差額 ⇨ その理由
- ② 時価評価しない ⇨ その理由

1 金融資産・金融負債の発生、消滅の認識



2 金銭債権

(1) 評価

- ・ -
- ・ に基づいて算定された価額

(2) 時価評価を行わない理由

場合が多い

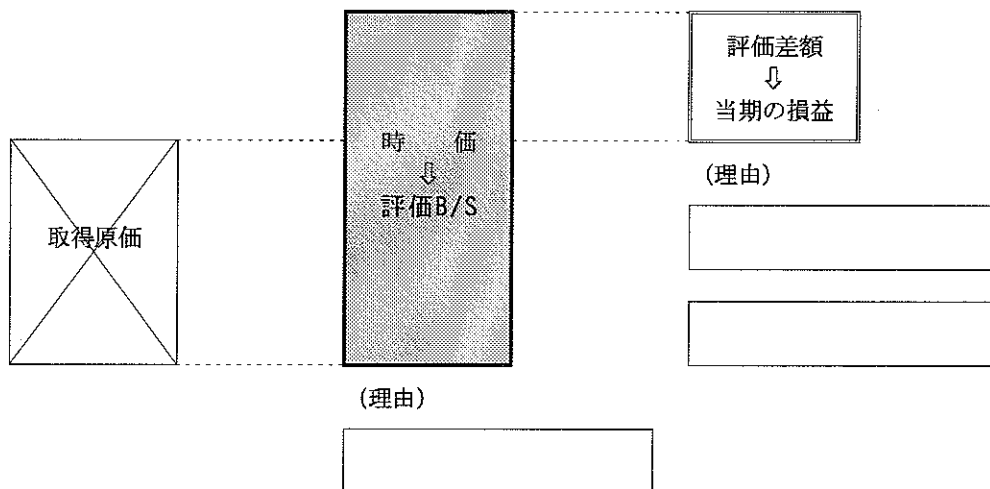
① 受取手形、売掛金 : ⇒ 帳簿価額≒時価

② 貸付金等の債権 :

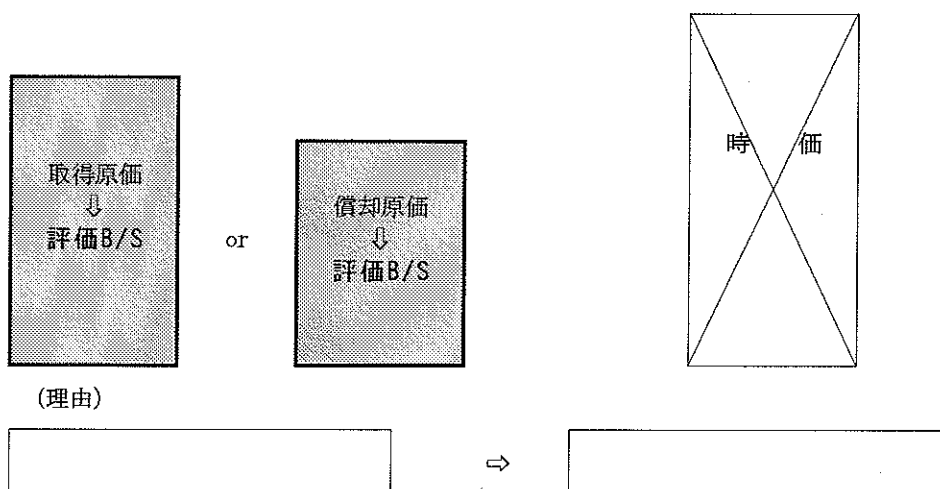
場合が少ない

③ 有価証券

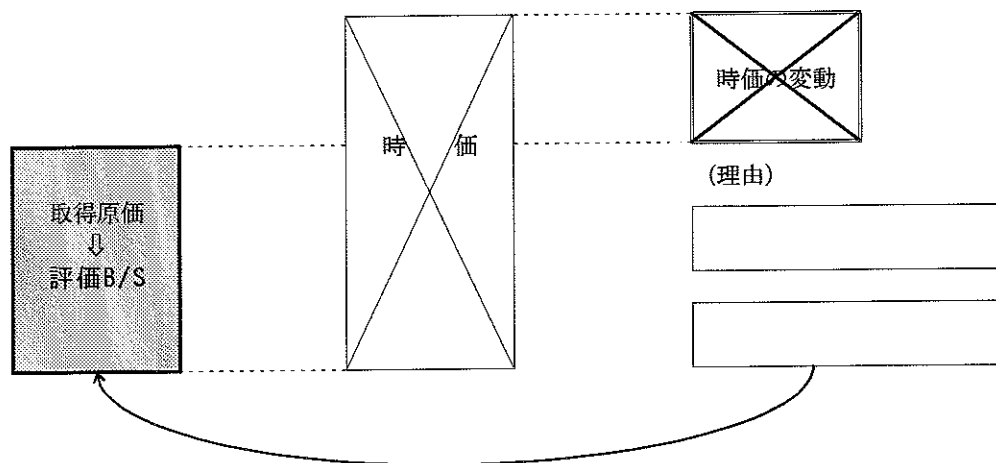
(1) 売買目的有価証券



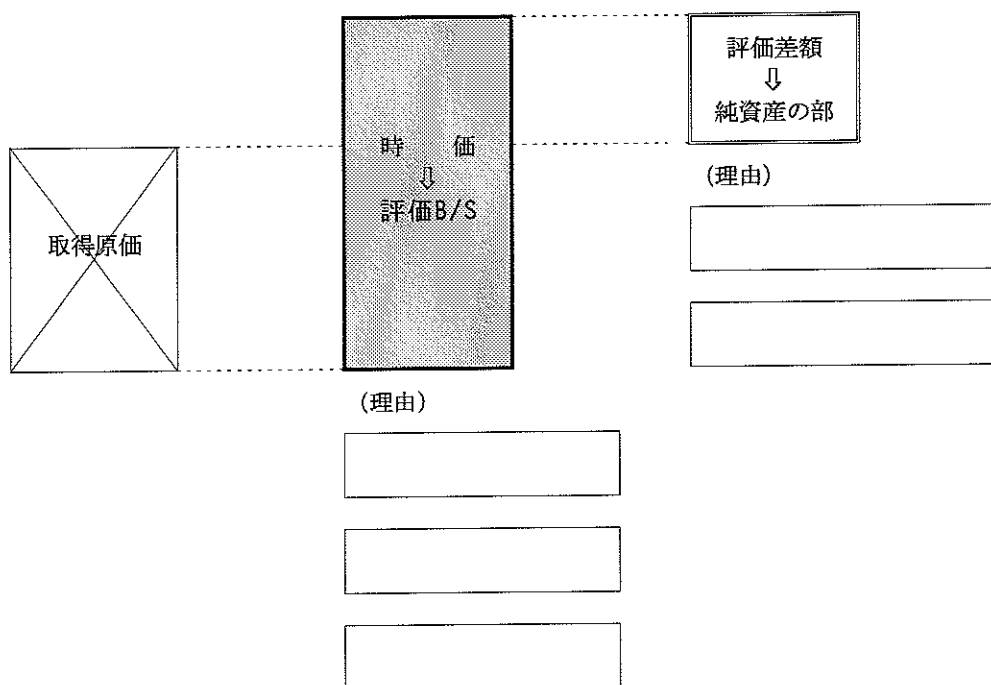
(2) 満期保有目的の債券



(3) 子会社株式および関連会社株式



(4) その他有価証券

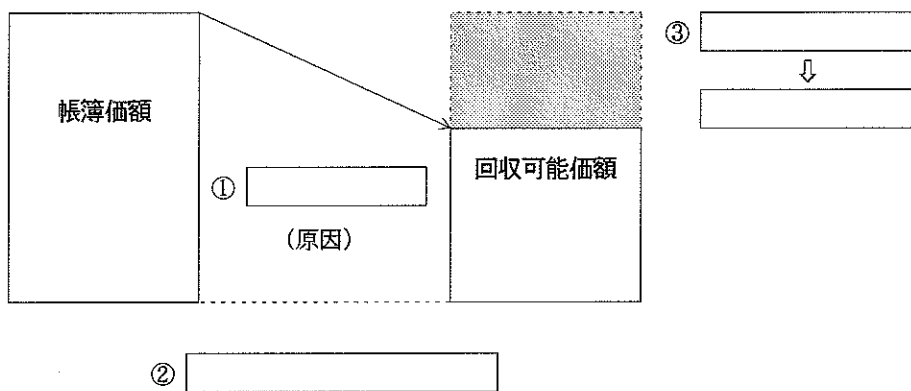


減損会計

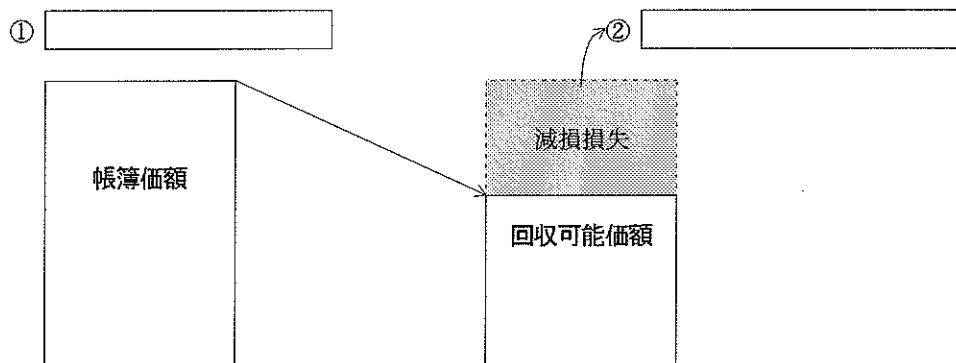
- (1) 意義、目的
- (2) 比較
 - ① 時価評価
 - ② 臨時償却
- (3) 問題点

<メ モ>

1 減損処理の意義

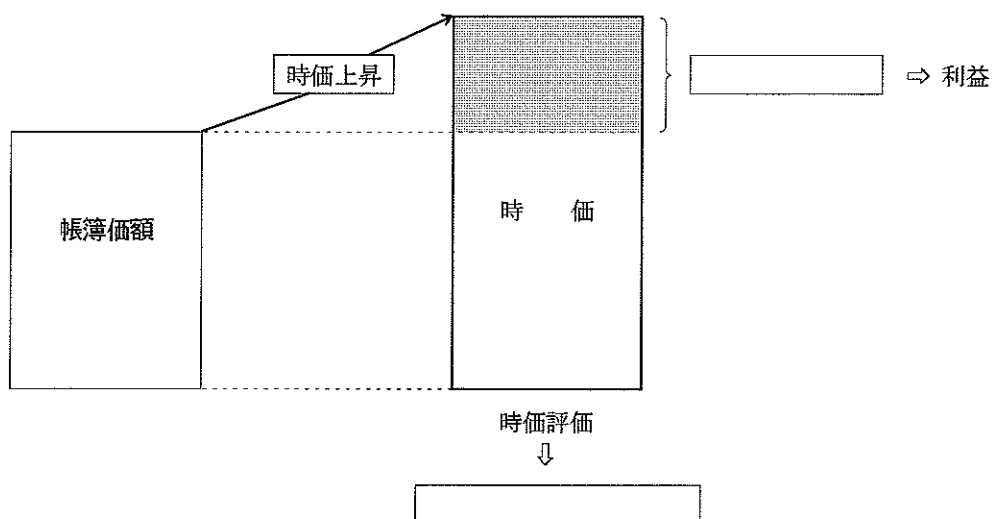


2 減損会計の目的

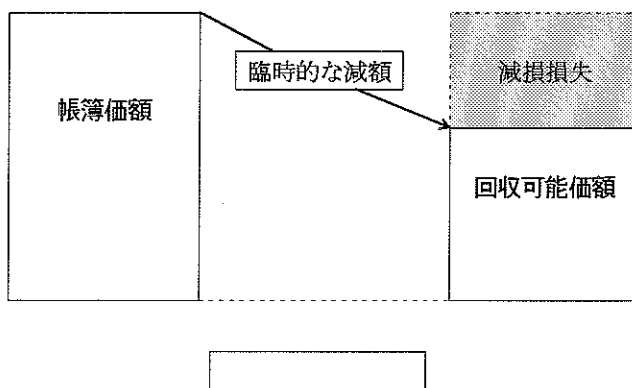


③ 減損処理と時価評価の相違

(1) 時価評価



(2) 減損処理

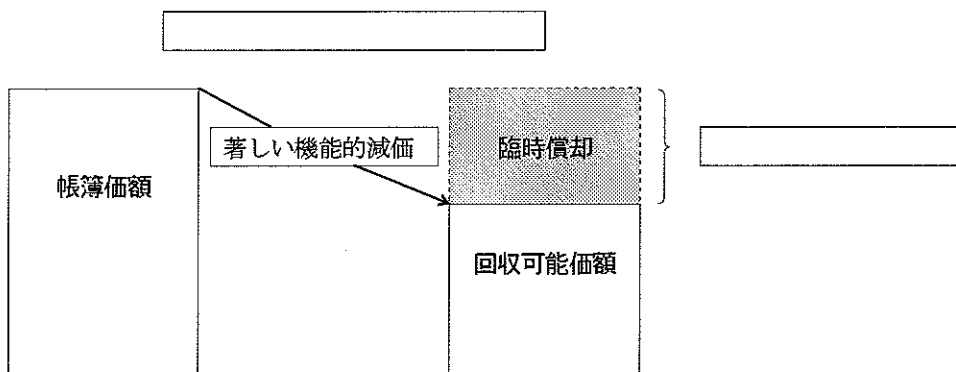


* 取得原価基準の課題 (イメージ)

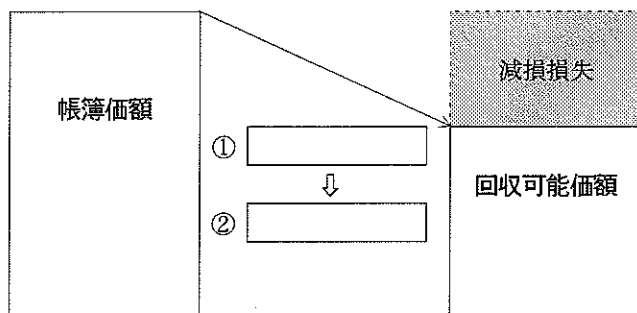
⇒ 取得原価をどのように費用化していくのか

4 臨時償却との相違

(1) 臨時償却



(2) 減損処理



<覚えて欲しい理論>

金融基準

1 金融資産・金融負債の発生認識

<<ポイント>>

1 金融資産および金融負債の発生認識

金融資産の ① または金融負債の ② を生じさせる ③ したときは、原則として、当該金融資産または金融負債の発生を認識しなければならない。

2 理由

金融資産または金融負債自体を対象とする取引については、当該取引の ④ から当該金融資産または金融負債の ⑤ や契約の相手方の ⑥ が ⑦ に生じるため、契約締結時ににおいてその発生を認識するのである。

<<解答>>

- ① 契約上の権利 ② 契約上の義務 ③ 契約を締結 ④ 契約時
⑤ 時価の変動リスク ⑥ 財政状態等に基づく信用リスク ⑦ 契約当事者

2 金融資産・金融負債の消滅認識

<<ポイント>>

1 金融資産の消滅の認識

金融資産の ① とき、 ② ときまたは ③ ときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。

2 金融負債の消滅の認識

金融負債の ④ とき、 ⑤ ときまたは ⑥ ときは、当該金融負債の消滅を認識しなければならない。

<<解答>>

- ① 契約上の権利を行使した ② 権利を喪失した ③ 権利に対する支配が他に移転した
④ 契約上の義務を履行した ⑤ 義務が消滅した ⑥ 第一次債務者の地位から免責された

③ 金銭債権

《ポイント》

1 債権の貸借対照表価額

受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、から
をした金額とする。

ただし、で取得した場合において、ととの差額の性格がと認められるときは、
に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としなければならない。

2 時価評価を行わない理由

金銭債権については、一般的に、がない場合が多い。このうち、受取手形や売掛金は、通常、されており、
に近似しているものと考えられ、また、貸付金等の債権は、
や場合が少なくないと考えられるので、原則として時価評価は行わないこととした。

《解答》

- ① 取得価額 ② 貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金 ③ 控除
④ 債権を債権金額より低い価額または高い価額 ⑤ 取得価額 ⑥ 債権金額 ⑦ 金利の調整
⑧ 償却原価法 ⑨ 活発な市場 ⑩ 短期的に決済されることが予定 ⑪ 帳簿価額が時価
⑫ 時価を容易に入手できない場合 ⑬ 売却することを意図していない

④ 金銭債務

《ポイント》

1 金銭債務の評価

支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、をもって貸借対照表価額とする。

ただし、社債をで発行した場合など、
場合には、に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。

2 時価評価を行わない理由

金銭債務は、がないか、社債のようにがあっても、自己の発行した社債をがあると考えられるので、時価評価を行わないこととした。

《解答》

- ① 債務額 ② 社債金額よりも低い価額または高い価額 ③ 収入に基づく金額と債務額とが異なる
④ 償却原価法 ⑤ 一般的には市場 ⑥ 市場
⑦ 時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約

5 売買目的の有価証券

《ポイント》

1 意義

売買目的の有価証券とは、①を目的として保有する有価証券をいう。

2 評価および評価差額の取扱い

売買目的の有価証券については、②をもって貸借対照表価額とし、評価差額は③として処理する。

3 時価評価を行う理由

売買目的の有価証券については、④は有価証券の期末時点での⑤に求められると考えられるため、⑥をもって貸借対照表価額とする。

4 評価差額を当期の損益とする理由

売買目的の有価証券は、⑦がなく、
⑧が⑨と考えられることから、その評価差額は⑩として処理する。

《解答》

- ① 時価の変動により利益を得ること ② 時価 ③ 当期の損益
④ 投資者にとっての有用な情報 ⑤ 時価 ⑥ 時価
⑦ 売却することについて事業遂行上等の制約 ⑧ 時価の変動にあたる評価差額
⑨ 企業にとっての財務活動の成果 ⑩ 当期の損益

6 満期保有目的の債券

<<ポイント>>

1 意義

満期保有目的の債券とは、①社債その他の債券をいう。

2 評価

満期保有目的の債券については、②をもって貸借対照表価額とする。
ただし、③で取得した場合において、
④と⑤との差額の性格が⑥と認められるときは、
⑦に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

3 時価評価を行わない理由

満期保有目的の債券については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる⑧および⑨を目的としており、満期までの間の⑩による⑪を認める必要がないことから、原則として、⑫に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

<<解答>>

- ① 企業が満期まで所有する意図をもって保有する ② 取得原価
③ 債券を債券金額より低い価額または高い価額 ④ 取得価額 ⑤ 債券金額 ⑥ 金利の調整
⑦ 償却原価法 ⑧ 約定利息 ⑨ 元本の受取り ⑩ 金利変動
⑪ 価格変動のリスク ⑫ 償却原価法

7 子会社株式および関連会社株式

<<ポイント>>

1 評価

子会社株式および関連会社株式は、①をもって貸借対照表価額とする。

2 時価評価を行わない理由

子会社株式については、②と同じく③を④とは捉えないという考え方に基き、⑤をもって貸借対照表価額とする。

また、関連会社株式については、⑥として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく⑦と同様の会計処理を行うことが適当であるため、⑧をもって貸借対照表価額とする。

<<解答>>

- ① 取得原価 ② 事業投資 ③ 時価の変動 ④ 財務活動の成果
⑤ 取得原価 ⑥ 他企業への影響力の行使を目的 ⑦ 事実上の事業投資 ⑧ 取得原価

8 その他有価証券

《ポイント》

1 意義

その他有価証券とは、①、②、③
および④以外の有価証券をいう。

2 評価および評価差額の取扱い

その他有価証券については、⑤をもって貸借対照表価額とし、評価差額は
⑥に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

- (1) ⑦を⑧する。
(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は⑨し、時価
が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は⑩として処理する。

なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。

3 理由

(1) 時価評価を行う理由

その他有価証券については、⑪としても、⑫としても
さらに、⑬からも、これを⑭
することが必要である。

(2) 評価差額を当期の損益としない理由

その他有価証券については、⑮から⑯
を行うことには⑰もあり、評価差額を直ちに⑱として
処理することは適切ではないため、評価差額を⑲として処理すること
なく、税効果を調整の上、⑳に記載する。

ただし、企業会計上、㉑から、これまで認められていた低価
法による評価の考え方を考慮し、部分純資産直入法を適用して、時価が取得
原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上することもできる。

《解答》

- ① 売買目的有価証券 ② 満期保有目的の債券 ③ 子会社株式 ④ 関連会社株式
⑤ 時価 ⑥ 洗い替え方式 ⑦ 評価差額の合計額 ⑧ 純資産の部に計上
⑨ 純資産の部に計上 ⑩ 当期の損失 ⑪ 投資情報 ⑫ 企業の財務認識
⑬ 国際的調和化の観点 ⑭ 時価評価し適切に財務諸表に反映 ⑮ 事業遂行上等の必要性
⑯ 直ちに売買・換金 ⑰ 制約を伴う要素 ⑱ 当期の損益 ⑲ 当期の損益
⑳ 純資産の部 ㉑ 保守主義の観点

<メ モ>

減損基準

1 減損処理とは

<<ポイント>>

1 減損処理の意義

固定資産の減損とは、固定資産の〔 ① 〕により〔 ② 〕が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で〔 ③ 〕ように〔 ④ 〕する会計処理である。

2 減損会計の目的

固定資産の減損処理は、事業用資産の〔 ⑤ 〕し、〔 ⑥ 〕ために行われる会計処理である。

<<解答>>

- ① 収益性の低下 ② 投資額の回収 ③ 回収可能性を反映させる ④ 帳簿価額を減額
⑤ 過大な帳簿価額を減額 ⑥ 将来に損失を繰り延べない

2 減損処理と時価評価の相違

<<ポイント>>

減損処理は、金融商品に適用されている〔 ① 〕とは異なり、〔 ② 〕の〔 ③ 〕によって〔 ④ 〕することや、決算日における〔 ⑤ 〕を〔 ⑥ 〕に表示することを目的とするものではなく、〔 ⑦ 〕の下で行われる〔 ⑧ 〕の〔 ⑨ 〕である。

<<解答>>

- ① 時価評価 ② 資産価値 ③ 変動 ④ 利益を測定 ⑤ 資産価値
⑥ 貸借対照表 ⑦ 取得原価基準 ⑧ 帳簿価額 ⑨ 臨時的な減額

3 臨時償却との相違

<<ポイント>>

臨時償却とは、減価償却計画の設定に当たって予見することのできなかった原因により、一時に行われる〔 ① 〕である。

それゆえ、固定資産の〔 ② 〕を〔 ③ 〕を目的とする減損処理とは異なるものである。

<<解答>>

- ① 減価償却累計額の修正 ② 収益性の低下 ③ 帳簿価額に反映すること自体

4 「減損基準」における減損処理の問題点

《ポイント》

減損処理は、本来、①を評価し、
②時点で、③に帳簿
価額を減額する会計処理であるにもかかわらず、「減損基準」では、期末の帳簿
価額を④に照らして見直しており、⑤による⑥
を正しく認識することはできない。

《解答》

- ① 投資期間全体を通じた投資額の回収可能性 ② 投資額の回収が見込めなくなった
③ 将来に損失を繰り延べないため ④ 将来の回収可能性 ⑤ 収益性の低下
⑥ 減損損失